



PwC あらた監査法人 パートナー 鈴木智佳子氏より「仮想通貨ビジネスに関する会計処理 ー課題の認識ー」と題した講演が行われた。

主な内容は以下の通り。

- 新規ビジネスと現状の会計監査基準の差により課題を認識した上で新しいフレームワークを構築する必要がある。
- 新しいフレームワークに基づいた財務諸表の監査が行われることにより財務諸表の信頼性が上がり、作成をしている交換業者の信頼性も上がる。
- 仮想通貨を想定した企業会計の基準は存在しないということを認識し、会計士協会や関係省庁の方と折衝しながらチャレンジをする必要がある。
- 仮想通貨のビジネスに当てはめて現状の会計基準を整理したガイダンスのようなものが必要になると考えている。



講演後のパネルディスカッションでは、特別会員 PwC あらた監査法人 パートナー 鈴木智佳子氏、正会員株式会社マネーパートナーズ 代表取締役 奥山泰全氏、協力仮想通貨業者会員 ビットバンク株式会社 代表取締役 廣末紀之氏、理事 森濱田松本法律事務所 増島雅和並びに監事 日本大学商学部 准教授 濱本明が登壇し、代表理事 幸政司がモデレーターを務め、参加企業との意見交換が行われた。

主な内容は以下の通り。

(特別会員 PwC あらた監査法人 パートナー 鈴木智佳子氏)

- 仮想通貨が支払手段としての棚卸資産と認められれば消費税はかからないため、金融資産よりにした方が良いと考える。
- 会計制度が確定した段階で評価替えや損益計算書の表記を変更することが必要となるが、何期か会計処理をしている場合には過去の財務諸表への影響を分析する必要がある。
- 上場企業がビットコインを保有する際の適正意見を出せる範囲は、企業の規模に比しての処理が現状の会計基準に対して合理的な説明ができるかということである。
- 仮想通貨の実在性監査はブロックチェーンから取られるデータを検証する必要があり、信頼性、正確性並びに網羅性について考えていかなければならない。
- 法律・税務・会計の三つ巴で仮想通貨の取り扱いを考えていかなければいけない。
- それぞれの専門分野での情報を交換し、実効性並びに信頼性のあるフレーム作りをしたい。

(正会員 株式会社マネーパートナーズ 代表取締役 奥山泰全氏)

- 仮想通貨を棚卸資産とすると消費税が必要となるため、有価証券や金融資産等としての認識をしないとビジネスのツールとして利用ができない。
- 履行した後に組戻しが出来ないことがビットコインの問題である。

(協力仮想通貨業者会員 ビットバンク株式会社 代表取締役 廣末紀之氏)

- 現状は会計事務所と議論した上で既存の法律に一番近い形での合理性がある判断をしており、消費税は課税されるものとしている。
- 仮想通貨ビジネスが社会悪とならないようにマネーロンダリング等の対応を検討する必要がある。

(理事 森濱田松本法律事務所 増島雅和)

- ビジネスで使えるようになるためには、税の取扱い上では非課税取引にしないにならないと思う。
- 新たに会計基準を作ることは相当ハードルが高いため、現状を整理してガイダンスを出すことが現実的だと思う。
- 分別管理について、自社と顧客のウォレットを分けて顧客別に帳簿で管理すると理解をしている。
- 改正資金決済法上、交換業者が供託するようには記載されていない。

(監事 日本大学商学部 准教授 濱本明)

- ビットコインはブロックチェーン技術で十分に私的財としての性質を有すると考えられますので、無形固定資産としての区分は理論的に無理がある。
- ASBJ での諮問会議議事録には仮想通貨に関する件が出てきていないため、会計基準を作る他に会計慣行を作るというアプローチもある。

(正会員 マネックス証券株式会社 三根氏)

- 仮想通貨における監査において、自己資産における時点確定が問題である。
- 支払いに用いる手段として、ビットコインの貨幣性を決めて行く必要がある。

※詳細な内容に関しましては、会員様にのみ公開しております。